



屋外広告物条例のしおり

OUTDOOR ADVERTISING RULES and REGULATIONS



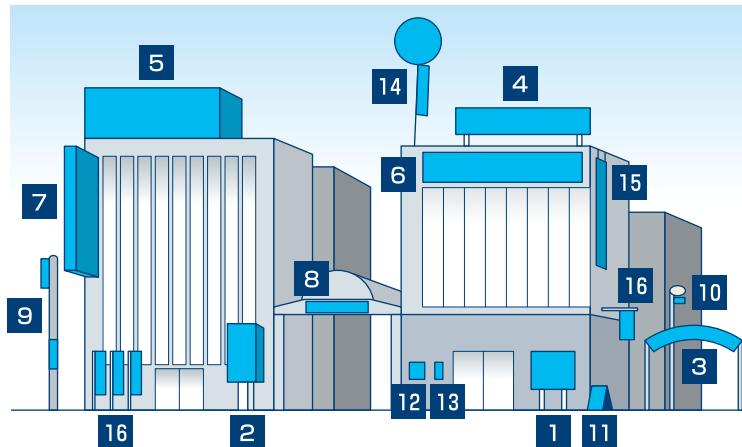
一宮市

屋外広告物とは

「屋外広告物」とは、営利・非営利を問わず、その表示する内容にかかわらず、次の4つの要件をすべて満たしているものをいいます。

1. 常時又は一定の期間継続して表示されるもの
2. 屋外で表示されるもの
3. 公衆に表示されるもの
4. 看板、立看板、貼紙及び貼札並びに廣告塔、廣告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの

※街頭で配られるビラやちらし、建物の内側から表示されるもの、駅構内等の特定の人へ表示されるものは該当しません。



広告物の種類

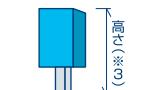
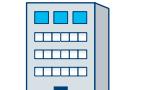
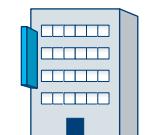
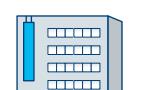
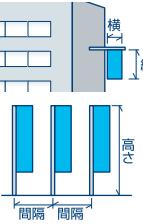
市内で屋外広告物を表示する場合は、原則許可が必要になります。

種類	概要	種類	概要
1 広告板	木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたもので、土地に建植され、平面的に内容を表示するもの	9 電柱廣告	木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたもので、電柱・電話柱から突き出して取り付け並びに直接塗布されたもの又は金属等を使用して巻き付け内容を表示するもの
2 廣告塔	木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたもので、土地に建植され、立体的に内容を表示するもの（一方向から2面以上の表示が見えるものを含む）	10 街灯柱廣告	直接塗布されたもの又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたもので、街灯柱に内容を表示するもの
3 アーチ	木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたもので、建物の入口、道路をまたぎ建植して内容を表示するもの	11 立看板	紙、布、木又は金属等を使用して作成されたもので、建造物その他の物件を利用して立て掛け又は建植されず移動性のあるもので内容を表示するもの
4 屋上廣告板	木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたもので、建築物の屋上又は工作物の上端に設置され、平面的に内容を表示するもの	12 貼紙	紙等を使用して作成されたもので、建造物その他の物件に直接貼り付け内容を表示するもの
5 屋上廣告塔	木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたもので、建築物の屋上又は工作物の上端に設置され、立体的に内容を表示するもの（一方向から2面以上の表示が見えるものを含む）	13 貼札	紙、木、合成樹脂又は金属等を使用して作成されたもので、建造物その他の物件に取り付け内容を表示するもの
6 壁面廣告	木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたもので、建築物又は工作物の壁面に取り付け、又は塗布されたもので平面的に内容を表示するもの（貼紙、貼札を除く）	14 アドバルーン	網に網を付けた気球を掲揚し、その網又は気球を利用して内容を表示するもの
7 突き出し廣告	木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたもので、建築物又は工作物の壁面（側面）から突き出して取り付け内容を表示するもの	15 廣告幕（網）	布又は網等を使用して作成されたもので、建造物その他の物件を利用して取り付け内容を表示するもの
8 アーケード廣告	木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたもので、アーケードの天井から吊り下げ又は直接取り付け内容を表示するもの	16 廣告旗	布又は網等を使用して作成されたもので、一端をさお、紐、建造物又は工作物等に取り付け内容を表示するもの

設置目的による分類		概要	設置目的による分類		概要
自家用広告物		自己の名称や事業内容を自己の住所や事業所内に表示するもの	案内廣告		道標、案内図板その他公共的目的をもったもの若しくは公衆の利便に供することを目的としたもの
管理用廣告物		自己の敷地や物件を管理するために表示するもの	一般廣告物		自家用広告物、管理用広告物、案内廣告に該当しないもの

個別基準

主な許可基準は下表のとおりです。詳しくは、施行規則の別表第1及び別表第2で確認してください。

広告物の種類	地域	禁止地域 (指定道路及び鉄道に接続する区域)	許可地域 (左記以外)		共通事項
		自家用広告物 管理用広告物	一般広告物	自家用広告物 管理用広告物	
広 告 板		広告表示面積 20m ² 以下	別表①のとおり	広告表示面積35m ² 以下	●地色に原則黒色・原色の使用不可 【別表①が適用されないもの】 ●高さ10m以下 ●脚部への広告表示不可
広 告 塔		広告表示面積 20m ² 以下	別表①のとおり	広告表示面積50m ² 以下	
屋上広告板		広告表示面積 20m ² 以下	広告表示面積制限なし		【耐火・不燃構造物】 ●建築物の高さの2/3以下 【木造建築物】 ●広告表示面積20m ² 以下 ●地上からの高さ10m以下
屋上広告塔					
壁面広告		広告表示面積 20m ² 以下	【住居系の用途地域(※1)】 広告表示面積20m ² 以下 【住居系の用途地域以外の地域】 広告表示面積制限なし		●窓・開口部をふさがないこと ●1壁面に同一内容のものは1個
突き出し広告			●広告表示面積15m ² 以下/個 ●道路境界から路面上に突き出す出幅は、その道路管理者の定める基準に適合していること(当該基準が定められていない場合は、1m以下) ●広告の下端の路面からの高さは、その道路管理者の定める基準に適合していること(当該基準が定められていない場合は、歩道2.5m以上、車道4.5m以上) ●壁面の高さを超えて設置するものの壁面を超える高さは、壁面からの出幅以下とすること ●交通信号機から50m以内のところでは、ネオンサイン等(※2)を使用しないこと		
広 告 幕			●一片の長さ15m以下、広告表示面積22.5m ² 以下 ●建築物の窓の全部又は大部分をふさがないこと ●地色に原則黒色・赤色の使用不可		
広 告 旗		【建築物・工作物に添加するもの】 ●横0.45m以下、縦0.9m以下 ●広告の下端の路面からの高さは、その道路管理者の定める基準に適合していること(当該基準が定められていない場合は、歩道2.5m以上、車道4.5m以上) 【のぼり旗】 ●横0.9m以下、縦1.8m以下 ●倒伏しないよう表示すること	●高さ3m以下 ●3本以上並列する場合は等間隔に並べること		

※1 住居系の用途地域：都市計画法第8条第1項の規定により定められた第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域

※2 ネオンサイン等：ネオンサイン及び発光ダイオード、光ファイバーを利用するもので、その外観がネオンサインと同等と認められるもの

※3 電飾がある場合は、電飾を含めた高さ

■ 禁止地域及び許可地域(指定道路及び鉄道に接続する区域)の案内広告

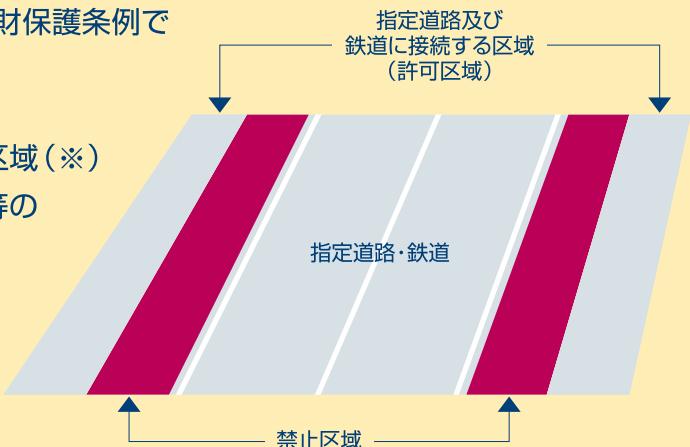
- 広告表示面積5m²以下 ●高さ5m以下 ●名称、対象までの距離、行先を示す表示等に限る

■ 別表①(許可地域(指定道路及び鉄道に接続する区域)の広告板・広告塔(一般広告物)の個別基準

区分	幅又は長さ	地表からの高さ	広告表示面積	路端からの距離	広告物相互の間隔
指定区域のうち高速自動車国道及び新幹線鉄道に接続する区域	広告板	20m以下	10m以下	50m以下	500m以上
	広告塔	5m以下	20m以下	50m以下	500m以上
指定区域のうち高速自動車国道及び新幹線鉄道以外の道路及び鉄道等に接続する区域	広告板	15m以下	10m以下	35m ² 以下	100m以上
	広告塔	3m以下	15m以下	35m ² 以下	100m以上

禁止地域 屋外広告物を表示できない地域があります。

1. 第1種低層住居専用地域、市長が指定する生産緑地地区
2. 文化財保護法、愛知県文化財保護条例、一宮市文化財保護条例で指定された地域等
3. 高速道路、自動車専用道路、新幹線の全区間
4. 市長が指定する道路・鉄道及び道路・鉄道の沿線の区域(※)
5. 都市公園及び市長が指定する公園、緑地、駅前広場等の公共空地
6. 市長が指定する河川、池沼及びこれらの付近の地域
7. 官公署、学校、図書館、市民会館、公民館、博物館、美術館、体育館その他の公共施設の敷地
8. 古墳、墓地、火葬場及び葬祭場の敷地
9. 市長が指定する神社、寺院及び教会の境域

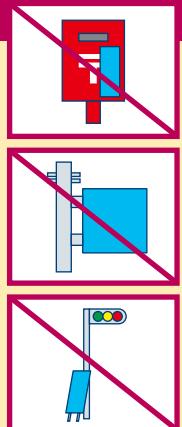


禁止物件 屋外広告物を表示できない物件があります。

1. 橋、トンネル、高架構造物、分離帯
2. 街路樹、路傍樹、植樹帯
3. 信号機、道路標識、道路上の柵等
4. 電柱、街灯柱等(※)
5. 消火栓、火災報知機、火の見やぐら
6. 郵便ポスト、電話ボックス、公衆便所等
7. 送電鉄塔、送受信塔
8. 煙突、ガスタンク、水道タンク等
9. 銅像、神仏像、記念碑等

10. 景観法の規定により指定された景観重要建造物、景観重要樹木
11. その他市長が指定するもの
12. 道路の路面

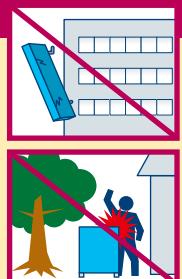
※電柱、街灯柱は、一定の基準を満たせば表示できる場合があります。



禁止広告物 表示できない屋外広告物があります。

1. 著しく汚染し、たい色し、又は塗料等の剥離したもの
2. 著しく破損し、又は老朽したもの
3. 倒壊又は落下のおそれのあるもの

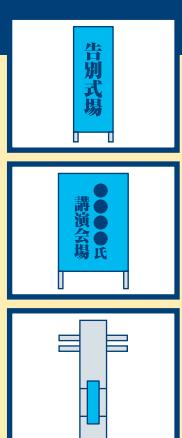
4. 信号機又は道路標識の効用を妨げるおそれのあるもの
5. 交通の安全を阻害するおそれのあるもの



適用除外 禁止地域・禁止物件にも表示できる屋外広告物があります。

1. 法令の規定により表示するもの
2. 自家用広告物のうち、一定の基準を満たすもの
3. 管理用広告物のうち、一定の基準を満たすもの
4. 工事現場の仮囲い等に表示するもので、一定の基準を満たすもの

5. 冠婚葬祭や祭礼のために一時的に表示するもの
6. 講演会等のため、会場の敷地内に表示するもの
7. 人や車両等に表示するもの
8. 電柱広告で、一定の基準を満たすもの…等



※市長が指定する道路・鉄道及び道路・鉄道の沿線の区域

道路名・鉄道名	区域	禁 止 区 域	指定道路及び鉄道に接続する区域(許可区域) ●
高速自動車国道中央自動車道西宮線(通称名神高速道路)	路端から500m未満までの区域	路端から500m以上1000mまでの区域	
高速自動車国道東海北陸自動車道	路端から500m未満までの区域	路端から500m以上1000mまでの区域	
一般国道22号	路端から100m未満までの区域	路端から100m以上1000mまでの区域	
一般国道155号		路端から1000mまでの区域	
一般国道155号(バイパス)		路端から1000mまでの区域	
東海旅客鉄道株式会社東海道新幹線鉄道	路端から500m未満までの区域	路端から500m以上1000mまでの区域	
東海旅客鉄道株式会社東海道本線	路端から100m未満までの区域◆	路端から100m以上1000mまでの区域◆	
名古屋鉄道株式会社名古屋本線	路端から100m未満までの区域◆	路端から100m以上1000mまでの区域◆	
名古屋鉄道株式会社犬山線		路端から1000mまでの区域	
名古屋鉄道株式会社尾西線		路端から1000mまでの区域	

注1) ●印の区域は許可地域ですが、通常の許可地域とは許可の基準が異なります。詳しくは「個別基準」をご覧ください。

注2) ◆印の路線では、一部異なる箇所があります。

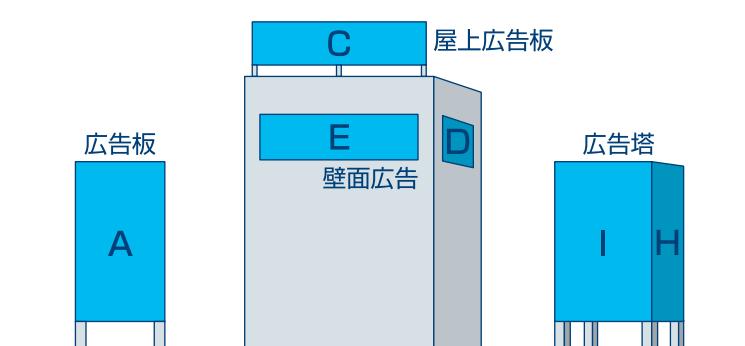
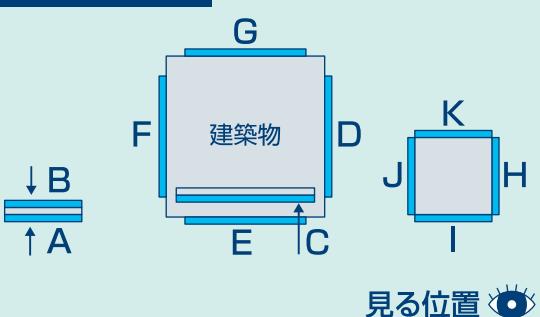
注3) 指定の区域内であっても、商業地域、近隣商業地域、市街化区域かつ人口集中地区、道路の構造や自然立地上明らかに道路や鉄道から展望することができない区域は除外されます。

共通基準 屋外広告物を表示する場合は、次の共通基準を守ってください。

1. 都市美観又は自然景観に調和し、周囲の環境を損なわないこと
2. 原色を過度に使用していないこと
3. 著しく汚染し、退色し、又は塗料の剥離したものでないこと
4. 電飾設備を有するものにあっては、昼間においても美観を損なわないこと
5. 広告を表示しない面及び脚部で展望可能の部分は、塗装その他の装飾をすること
6. 容易に腐朽し、又は破損しない構造であること
7. 風雨その他の振動、衝撃等により容易に破損、落下又は倒壊するおそれのないこと
8. 交通を妨害するような位置に表示又は設置していないこと
9. 交通信号機、道路標識等の効用を阻害しないこと

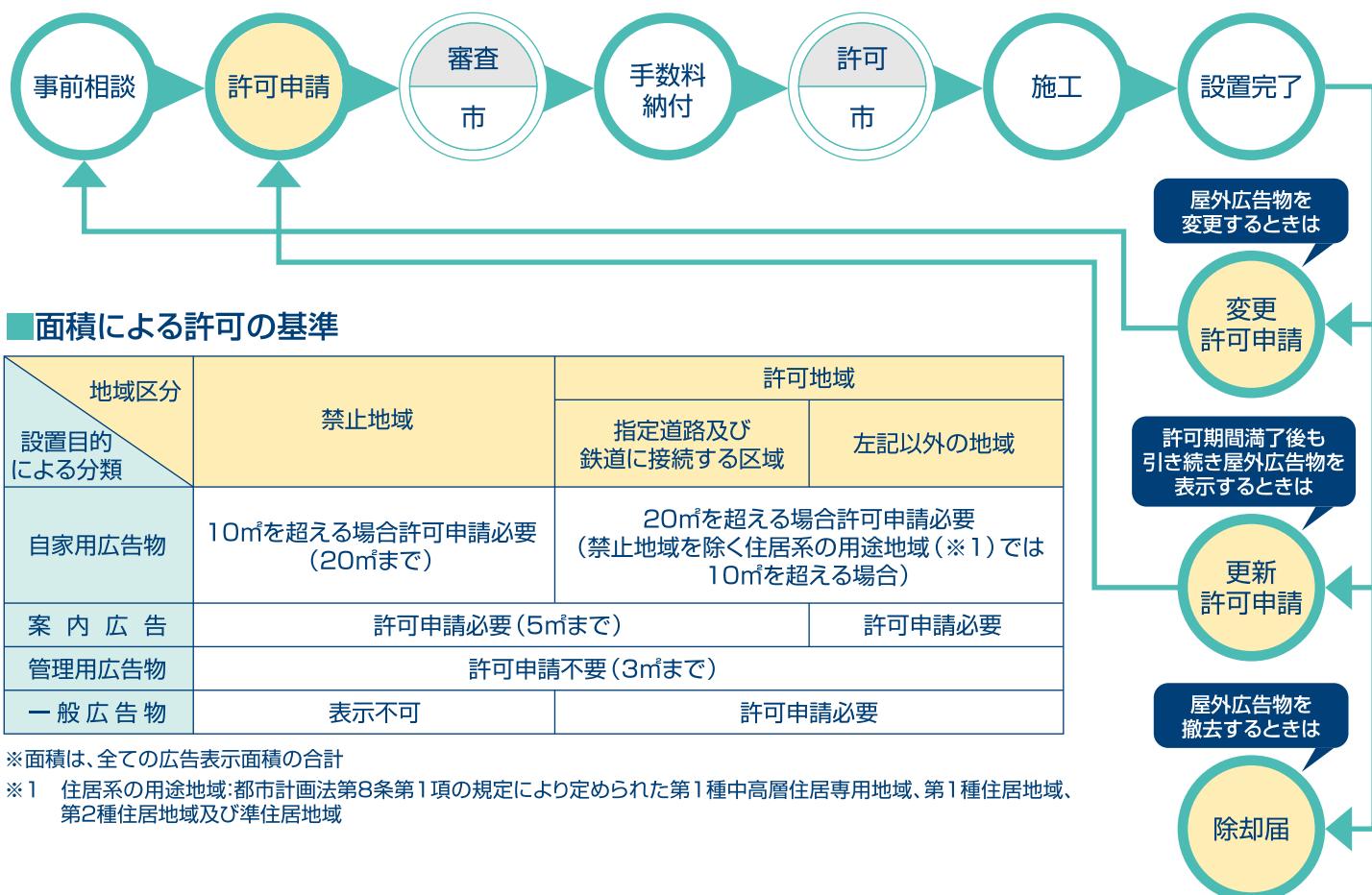
面積計算方法 同一敷地内に複数の広告物を表示する場合等では、以下の面積を用いて算定します。

上空から見た図



個別の許可基準に適合しているかどうかの判断に用いる面積で、広告物の種類ごとに一番多く見ることができる面積(「 広告表示面積 」)	広告板 : A 屋上広告板 : C 壁面広告 : D+E 広告塔 : H+I
申請が必要かどうかの判断に用いる面積で、広告物を一番多く見ることができる場所から見えている広告物の面積を足したもの(「 広告表示面積の合計 」)	A+C+D+E+H+I
許可申請手数料の算定に用いる面積で、広告物の種類毎の面積(「 合計面積 」)	広告板 : A+B 屋上広告板 : C 壁面広告 : D+E+F+G 広告塔 : H+I+J+K

許可申請手続きの流れ



許可申請手数料(主なもの)

種類	区分	許可期間	単位	手数料
広告板、広告塔、 屋上広告板、屋上広告塔、 壁面広告、突き出し広告	ネオンサインその他 電飾設備を有しないもの	1年以内	合計面積 5m ² につき	900円
	ネオンサインその他 電飾設備を有するもの	1年を超え3年以内		1,300円
	ネオンサインその他 電飾設備を有するもの	1年以内		1,200円
	ネオンサインその他 電飾設備を有するもの	1年を超え3年以内		1,900円
立看板、広告旗		3月以内	1枚につき	100円
広告幕(網)		3月以内		400円

安全点検について

屋外広告物は、適正な管理を行わないと、周辺の景観を損なうばかりでなく、落下や倒壊による危険や交通安全上の問題も発生し、場合によっては広告主等の法的責任が問われる可能性があります。条例を遵守し、専門業者に点検を依頼するなど、適正に管理しましょう。なお、屋外広告物の更新許可申請の際は「屋外広告物安全点検報告書」の提出が必要です(一部の簡易な屋外広告物は除かれます。)。

一宮市まちづくり部公園緑地課

〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号
TEL : 0586-28-8636 [直通] FAX : 0586-73-9218
MAIL : kouen@city.ichinomiya.lg.jp